

Title	ジャカトラ追放
Sub Title	
Author	幸田, 成友(Koda, Shigetomo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1931
Jtitle	史学 Vol.10, No.4 (1931. 12) ,p.23(577)- 30(584)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19311200-0023">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19311200-0023</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ジャカトラ追放

本春平戸に遊んだ時、舊領主松浦家の遺事を書いた三光譜録三冊の謄寫版を、同地小學校教員松本久三郎氏の紹介で購ひ得た。同書卷下七一邪宗門流罪といふ項に、寛永十六年卯九月十四日、長崎筑後町及び榎津町の乙名から長崎奉行に差出した届書に、奉行兩名が裏書して松浦家に廻附した書狀が載つてゐる。この書狀は長崎舊記後考寫本一冊、長崎市役所藏長崎拾芥寫本二冊、家藏にも載つてゐる。發信者受信者双方に傳はつてゐるので、その點だけでも確實なものといへる。但し本來同一であるべき文書が、三本を比較すると可成不同がある。今長崎拾芥下卷所載の本文を録し、他の二本を以て校訂を試みた。但し文意の通ずるを主とし、十・拾・マン・まんの如き字體の相違や、イギリス・エギリス・ウイロン・ライロンの如き外國固有名詞の發音の寫し方による相違は省略に従つた。「」で圍んで本文の中に入れたは、入れるを可としたもの、（）で圍んで本文の右旁に註したは、本文といづれか可なるか決し難きもので、三は三光譜録、舊は長崎舊記後考の略です。

フランダ  
一ヒセンテ

年七十

一女房

三(五十一)  
年五十二

イギリス  
一 女 房

年三十七

一 娘 マン

年十九

一 娘 ハル

年十五

一 孫 萬吉

年三ツ

右合六人

筑後町乙名

寛永十六年〔卯〕九月十四日

久保十左衛門

進上

御奉行様

フラング  
一 メ イ ス

三(七十一)  
年七十

一 女 房

三(五十二)舊(五十)  
年五十一

同  
一 ウ イ ロ ン

年〔二〕十九

一 女 房

年十六

ムスコ  
一 ケ ウ ル

〔年貳才〕

右合五人

榎津町乙名

寛永十六年卯九月十四日

田中庄右衛門

組 頭

西次郎兵衛

宮崎仁兵衛

〔進上〕

御奉行所

右〔表書〕之〔通〕男五人 女六人 當年罷戻り候阿蘭陀船ニ慥ニ相渡シ〔遣〕可被申候也。

〔卯〕九月十七日

大河内善兵衛

馬場三郎左衛門

松浦肥前守殿

家老中

寛永十三年南蠻人の子孫をマカオに放逐したことは、餘りに名高い話であるが、同十六年英蘭人の子孫をジャカトラ即ち今のバダビヤに放逐したことは、普く世間に知られて居らぬやうである。前の追放人員二百八十餘名に對し、今度の追放人員はこの書面に見ゆる通り、僅に十一名であつたか。長崎實錄大成卷七に「此節長崎町中ニ有之諸厄利亞人ノ種子五十人蠻國ニ相渡サル」とありますが、これは英吉利人の子孫のみならず、和蘭人の子孫をも合はせた總數では無いかと思ひます。

英人蘭人の子孫放逐に關する記事はナホッド氏の「十七世紀に於ける日本と和蘭東印度商會との關係」二七〇頁に見え、同氏の引用せられた書籍が、幸ひ自分の手許にあるので、早速まづフレンチーンの「日本」八〇頁を見ると、

五月九日(一六三九年) 平戸領において日本婦人の養育する和蘭人の小兒を調査し、本人の名及び氏を兩親のそれと共に届出でよといふ命があつた。

同日 商人キルレム・フェルステーヘン Willem Versteegen はさきに差出した請願により、夫人・小兒・並びに舅姑と共に日本を去ることの許可を得た。ビンセント・ロメイン Vincent Romein にも同様のことが許された。

六月十六日 和蘭人又は英吉利人との間に小兒を持つてゐるすべての日本婦人を、その小兒と共に、最近の船に乗せてジャコトラに送れとの命が出た。また日本婦人は和蘭人と結婚し、或は彼等と交際してはならぬとの禁令が出た。

とあります。榎津町乙名の届書にあるウイロン又ライロンはキルレムの訛でフハレンチーンにあるキルレム・フェルステーヘンに當ると思ひます。フェルステーヘンは平戸の和蘭商館の商人頭次席で、一六三四年バタビヤ總督府の命により、營業擴張のため、平戸から長崎に移つた。同年十一月二十四日商館長コークバッカーからバタビヤ總督府に宛てた報告によると、彼は長崎でメルヒョル・ファン・サントフォルトの娘に結婚を申込んだ。然るに肝要花嫁になるべき娘が、やつと十一歳か十二歳なので、結婚届は認可したものの、結婚は三四年後になるだらうとあります。一六三四年に娘が十二歳とすれば、一六三九年即ち寛永十六年には十六七歳になる。届書にウイロン女房年十六とあるのがそれで、名をイサベ

ラといつたことが、ラウツの「日本」<sup>二〇</sup>一頁で解ります。

フェルステーヘンは妻と子供と舅姑とを伴つて日本を去る許可を得たとありますから、舅姑といふのはメルヒヨル・ファン・サントフォールト夫妻、即ち届書にあるメイス夫妻に相違なく、又子供は原文には複數ですが、届書には一人で、母親の年齢からいつても勿論一人の方が妥當でせう。

サントフォールトは一六〇〇年四月豊後の沿岸に漂着した和蘭船ド・リーフデ號の乗組生存者二十一人の中の一人で、その時の身分は商人頭でした。不幸にしてド・リーフデは江戸廻航の途中浦賀附近で難破してしまつたので、彼等は已むを得ず皆日本に踏留まつたが、同號乗組の航海士キリアム・アダムスが徳川家康の寵を得るに及び、その周旋でサントフォールトと前船長カケルナックとは一六〇五年松浦家の商船に乗じて。マレイ半島の東岸バタニへ出掛けた。バタニには既に和蘭の商館がある。兩名の使命は家康が和蘭人に日本貿易を許すといふ免許状をこの商館に渡すので、その使命を果した後、カケルナックは和蘭艦隊に乗組んで戦死し、サントフォールトは再び日本に歸り、堺に土着して日本婦人を娶り、外國貿易を業とした。一六一三年クローブ號に乗じて日本へ來た英國船長セーリスの日記に、

七月十一日 フランダー人メルゼル・ファン・ジョンフォッド Melsers van Jonfod が來訪した。彼はアダムス君と同じ船で當國へ來たものゝ一人で、今暹羅からの歸路ルカス・アントニスゾーンからアダムス君へ宛てた手紙を持參し、細君のゐる堺へ歸らねばならぬからといつて、その手紙を自分に渡

した。彼は甚だ沈着であり、日本語にも商賣にも熟してゐるから、雇入方を申出で、希望によつては英吉利へ伴はうと切出した所、彼は本國に居るよりも遙に現在の生活に満足を感じずるからといつて、双方共謝絶した。

とあります。メルゼル・ファン・ジョンフォッドはメルヒヨル・ファン・サントフォールの訛で、従つて届書にメイスとあるのは、メルスの訛といへるでせう。呂を柔かくシとよめば、メルヒヨルでなくてメルシヨル、之を略してメルスとなります。サントフォールの細君の日本名の分らぬのは遺憾です。榎津町届書の方は先づこれで片附いた。

さて筑後町届書にあるヒセンテはビセンテ Vicente 即ちフレンチンにあるビンセント・ロメインのことです。この男は嘗てメキシコに在住したことがある。一六三五年十二月附でキルレム・フェルステーヘンからバタバヤ總督へ宛てた意見書の中にそのことが見えてゐます。フェルステーヘンの意見書は日本の東海北緯三十七度五分にありといふ金銀の寶島を探検する必要を力説したもので、全文はロイペの編輯した「一六四三年マルテン・ゲリッツ・フリースの日本航海誌」三五―五〇頁にあります。金銀島探検について、一六一一年メキシコ政府がセバスチャン・ビスカイノをその目的を以て派遣した事實があります。ビスカイノはサン・フランシスコ號に乗じて日本に到着し、翌年大いに海上を搜索したが、遂に無効で、船は甚だしく破損する。已むを得ず伊達政宗が支倉六右衛門を渡航せしめるために造つた船に便乗

して、メキシコに歸つたのですが、「長崎市に住し、信用ある人物ビンセント・ロメイン氏は、その節一六四一メキシコにゐて自分の耳で報告を聞き、又サン・フランシスコ號に乗組んで出發し、前記の船政宗の舟を云ふで歸り、金銀島をたしかに目撃したといふ人と談話を交換した」と、フェルステーヘンの意見書にあります。それから一六三七年一月館長コークバックがグロール號を東京トシキシに派遣するに當り、ロメインに頼んで乗船して貰つたことが、「蘭船グロール號の平戸より東京に至る航海記」に見えてゐます。同書によると、ロメインは長崎に住し、メルヒヨル・ファン・サントフォールトと協同して、多年貿易業を營んでゐた。その熟練と經驗とをグロール號の東京貿易に利用しやうといふのが館長の考で、その代りロメインは日本で原價二千五百テールの商品を買入れ、無賃で東京まで輸送する許可を得たとあります。東京で船長ハルチンク及びロメイン等が、日本婦人ウルサンの通譯で、國王に拜謁した事が、グロール號航海記にあります。問題外ですから略します。

ロメインの女房は日本人に相違ないのですが、例によつて氏名は不明です。

その次のイギリス女房は何人の女房か、娘マン・同ハル・孫萬吉は何人の娘及び孫か、解釋に苦しみます。イギリス女房をロメインの娘と見れば、母親と本人との年齢があまりに接近し、妹共とあまりに離れる。マン・ハルをイギリス女房の娘とすれば、母と娘との年齢は相當としても、孫萬吉の父母が何人であるかが説明が出来ない。



ラウツの「日本」に「追放者の中にド・リーフデ號の乗組人の一人マルクス・シモンセン Markus Symon-  
sen の二人の娘がゐた」とある。フェルステーヘンの意見書にも、「前記サン・フランシスコ號に乗組んで  
ゐた和蘭の海員マルクス・シモンセンは、日本に於ける最初の和蘭商館長スペックス閣下の知を辱うした  
もので、他の數人と共に日本に上陸滞在し、久しく長崎に住し、二人の娘を持つてゐる」とありますか  
ら、シモンセンに二人の娘がゐたこと丈は確です。この二人を屈書のマン・ハル兩名に宛てて見たいの  
ですが、それを證據立てることが出來ない。筑後町の屈書に見えるイギリス女房は眞に難物です。

寛永十六年九月長崎から平戸に送られた十一名の外、平戸にも相應英人蘭人の血を引いた者があつた  
らうと考へられる。村上博士の説によると、右十一人は同年末、バタバヤに放逐され、翌年更に四十餘人  
が放流されたとある。シモンセンの娘二人は或は後者の中に入つてゐたか。キルレム・フェルステーヘン  
とピンセント・ロイメンの一族とは、自ら願立て、バタバヤに移つたのですが、大部分は親戚舊知との飽  
かぬ別れに紅涙を絞つたものと見ねばなりません。フェルステーヘンは一六四六年から四七年へかけ、館  
長として再び日本へ來たが、同人の妻子舅姑、ロメイン夫婦を始め、追放になつた人々の消息は杳として  
知れません。是等の人々の中、日本の親戚舊知にはる／＼バタバヤから寄せた手紙も數多くあつたでせ  
うが、今日では僅に四通——二通は平戸町の沖紀念圖書館に、二通は同町の木戸しな女方に——だけ存  
在し、見る者の涕を誘つてゐます。

昭和六年七月 幸 田 成 友